

仕様書

愛知県では、自動車産業の振興及び高齢者等の移動支援などの社会課題の解決を目指し、2016 年度から自動運転の実証実験を積み重ねてきた。

本事業では 2027 年度の自動運転の社会実装に向けて、これまで実証実験を積み重ねた中部国際空港周辺エリアにおいて高速バスの自動運転化に向けた実証を行う。

1 業務名

「自動運転社会実装プロジェクト事業（高速バス）」実施委託業務

2 事業目的

レベル 4 取得へ向けた車両や自動運転システムの改良等を行うとともに、知多半島道路やセントレアラインなどの中部国際空港周辺エリアの道路において、自動運転の社会実装を見据えた実証実験を実施し、走行データの取得を行う。

3 業務の内容

（1）高速バスの自動運転実証実験計画の策定

県が提示する下表「実施ポイント」に沿った形で、実証計画を設定すること。

社会実装に向けて定量的な目標値を 5 つ以上設定すること。なお、目標値には手動介入回数に関するものを必ず含むこと。

[実施ポイント]

レベル 4 へ向けた高度な車両・システム改造

自動車専用道における安定した自動走行性能の確保

リアルタイムな道路情報を車両に提供する先読みシステムの構築

自動運転技術	・ レベル 4 許認可取得申請に必要な先端的な技術を提案し、車両改造及び自動運転システム構築を行うこと。自動車専用道での走行が難しい JCT 等での合流時や料金所における細かな車両制御が可能となり、手動介入を減らすことができる走行技術を備えること。 ・ 強い横風や雨天等への対候性を可能な限り広く検証し、走行データの収集を行うこと。
実施場所	・ 大府 PA～中部国際空港をつなぐ自動車専用道路を中心とするルート
運行者	・ 交通事業者又は自動運転ソフトウェア提供事業者
車両	・ 中部国際空港島を利用する観光客等の移動ニーズに対応した車両を選定すること。
運行期間	・ レベル 4 に向けた課題抽出・データ取得を行うため、90 日以上の実証期間とすること。（他の自動運転関連事業における運行日数と合算することも可とするが、本事業における運行期間を 40 日以上確保すること。）

	・効率的な車両性能向上や実証項目のデータ取得等がなされるよう運行期間を工夫して設定すること。
遠隔監視	・遠隔監視システムを構築し、走行中の車両の状態やシステムの状態を確認できるような仕組みを整えること。
外部支援策	・道路環境等の変化を先行して確認することを目的に、自車以外から道路環境情報を取得し、自動運転車両の走行に活用する先読みシステムを導入すること。 ・なお、本内容は国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の対象外であるため、経費を明確に区分して費用計上を行うこと。（24,516,666 円（税込）以内）
レベル 4 取得	・2027 年度のレベル 4 走行に必要な許認可取得に向けたロードマップを明示した上で、実装時のユースケースと現行法令等が適合しない事項や運用等が不明確で規制所管機関等へ確認を要する事項を明らかにし、必要な調整を行うこと。 ・レベル 4 許認可取得申請に向け、必要なデータ取得を行うこと。 ・2027 年度におけるレベル 4 取得に向けて特定自動運行計画の案を策定すること。
その他	・レベル 4 実装を想定した緊急時対応のオペレーションや連絡フローの検討を行うこと。 ・特定自動運行計画の案を策定するにあたり、必要となるリスクアセスメントを実施し、運行上における課題の洗い出しやその対応方法について検討を行うこと。 ・地方公共団体・関係行政機関・事業者による「レベル 4 モビリティ・地域コミッティ」の設置・運営について、県に協力すること。 ・実証実験について積極的な情報発信を実施すること。 ・次世代モビリティ社会実装基盤調査事業を県が別に契約する予定であることから、当該受託者へ検証に必要な試乗枠、情報、データを提供するなど協力、連携を行うこと。

（２）自動運転実証実験の実施

（１）で設定した実証計画に基づき実証実験を実施し、実用化に向けた技術面等の課題やその解決策の検証を行うこと。

実証実験の実施に際しては、関係法令、関係官庁の指導に準拠すること。

（３）実証実験の成果報告書の作成

実証実験を通じて得られた、社会実装に向けた技術面等の成果・課題・対応策について取りまとめること。

上記の成果報告書とは別に、県公式 Web サイトに実施結果を縦覧するための要約版を作成すること。

(4) その他

本事業は国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適切な事業推進を図ること。

また、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）が必要となる月度報告書の作成や経理検査への対応、実績報告書の作成等を行うこと。

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、各種会議での報告を行うこと。

4 委託業務に当たっての留意点

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- (6) 社会実装に資する試乗モニター、アンケート調査が実施できるよう実証実験の計画を策定すること。
- (7) 所管官庁等の試乗機会の確保、マスコミへの実証実験の情報発信に協力すること。
- (8) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) 本委託業務は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (11) その他
 - ア 実施にあたっては、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
 - イ 地元市町村や施設管理者等に対して、実施結果等をフィードバックすること。
 - ウ 県等の関係者の試乗対応を適宜行うこと。
 - エ 広報、取材への対応を適正に行うこと。

- (1 2) 本委託業務は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）を活用して実施することから、同補助金の返還規定に抵触する場合は県と真摯に協議を行うこと。
- (1 3) 請求・支払・証憑において、同補助金の補助対象経費部分のみが補助金の対象として特定可能な形で保存するとともに、対象外経費を明確に切り分けること。
- (1 4) 実績報告（成果報告）・検査時に、同補助金の補助対象経費のみを抽出して検証可能であること。
- (1 5) 事業の適正な遂行のため、必要な調査を行う際は協力しなければならない。
- (1 6) 上記（1）から（1 5）については、再委託先においても適用するとともに、委託した業務の適切性について後で確認できるよう、予め書面によって具体的な委託内容・委託金額などを取り決めるとともに、当該書類を適切に保管すること。

5 納入場所

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

6 成果物

- ・成果報告書 3 部及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・上記の成果報告書とは別に、県 Web サイトに実証結果を縦覧するための要約版（20 ページ以内を目安） 3 部及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の経理処理等のため必要となる証憑等
- ・その他県と協議の上、県が指定するもの